

**地域密着型特定施設入居者生活介護
介護付有料老人ホームコスモスプラネット篠ノ井契約書**

<目的施設の表示>

住所	長野県長野市篠ノ井会字下広沢618番地2
名称	介護付有料老人ホーム コスモスプラネット篠ノ井
類型	介護付有料老人ホーム (地域密着型特定施設入居者生活介護施設) (短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護)
権利形態	利用権方式
入居時の要件	長野市内に在住の方で、要介護1～5に認定されている方
介護保険	長野市指定介護保険特定施設 (長野市指定2090100153号)
居室	全室個室(15.125平米)
入居者1名にかかる職員体制	入居者3名に対して看護・介護職員合わせて1名以上

<設置者(以下、甲といいます。)>

住所 長野県長野市篠ノ井会618番地2

氏名 株式会社 コスモスプラネット

<入居者(以下、乙といいます。)>

氏名

第1章 総則

第1条 (目的)

- 甲は、地域密着型特定施設入居者生活介護を利用する入居者に対し、介護保険法令等を遵守し、乙が心身共に充実安定した生活を送ることができるよう乙に対し、目的施設を終身利用されること、及びこれに伴いこの契約の定める各種サービスを提供することを約しました。
- 本契約に基づき提供されるサービスの内容は重要事項説明書とそれに添付する介護サービス等一覧表に定めるとおりとします。
- 乙は本契約の定めを承認すると同時に、甲に対し、本契約に定める各種サービス費用提供に係る費用の支払いに同意します。

第2条 (目的施設の表示)

- 長野県長野市篠ノ井会字下広沢618-2
介護付有料老人ホームコスモスプラネット篠ノ井

号室

- 乙は、 年 月 日以降であれば、いつでも前項の居室に入居することができます。この 年 月 日を、この契約では「入居可能日」といいます。
- 乙の健康状態による他の居室への住み替えは、乙の主治医あるいは担当医と十分な相談の上、甲が必要と判断した場合に、乙又は乙の身元引受人の同意をいただいてから行うこととします。
- どの居室にするかの選択は、乙の健康状態の変化に応じて、甲と、乙又は乙の身元引受人との間で協議決定します。
- 敷地並びに食堂、浴室その他の共用部分については、乙は、甲の定める管理運営規程などに従い、他の入居者とこれを気持ちよく共用するものとします。

第3条 (契約期間と更新)

- この契約は、第2条の第2項に定める入居可能日をもって効力を発生し、各当事者を拘束します。
- 本契約の有効期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日とします。ただし、契約満了日以前に要介護区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合に

は、変更後の要介護認定期間の満了日までとします。

3. この契約は、第34条及び第35条に基づく契約の解除がない限り、自動更新され、以降も同様とします。

第4条（契約当事者の追加）

乙は、契約当事者の追加を行うことができません。

第5条（第三者の同居）

1. 乙は、乙以外の第三者を同居させてはなりません。ただし、付き添い又は介助のため必要がある時に限り、その専用居室内に契約当事者以外の第三者を宿泊させることができます。その場合、乙は、あらかじめ甲に対し、甲の定める書式により、その旨を届け出て甲の承認を得てください。なお、この宿泊者は、乙の家族又は甲の指定する者に限ります。
2. 宿泊者は、宿泊費（管理費、ベッド代）及び食費を支払うものとします。
3. 宿泊者は、この契約及び甲の別途定める「管理運営規程」その他関係諸規則を遵守します。

第6条（入居一時金）

甲は、乙に対し、入居一時金の徴収はしません。

第7条（入居者の権利）

入居者は、本契約に基づいて提供されるサービスに関して次に掲げる権利を有します。

1. 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。
2. 入居者はそれぞれの意思、及び人格が尊重され、尊厳を維持した生活をおくれる。
3. 入居者は、緊急やむをえない場合以外、身体拘束等によりその行動を制限されることはない。
4. 入居者は自己が選ぶ医師等の専門家に対し、いつでも相談、助言を受けることができる。ただし、その費用については入居者個人が負担する。
5. 入居者は希望すればサービス提供に関する記録を閲覧することができる。
6. 入居者は、施設運営に支障が無い限り、個人の衣服や家具、備品を居室に持ち込むことができる。
7. 入居者は提供されるサービスに対する苦情をいつでも申し出ることができる。また、解決されない場合においては行政機関等に対して申し出ることができる。

第8条（賠償責任）

1. 甲は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に対して損害の賠償を行います。ただし、乙に故意、又は重大な過失がある場合には甲は賠償責任を免除され、賠償額を減ずことがあります。
2. 天災、事変、その他の不可抗力による損害、及び火災、盗難、暴動等、あるいは外出時の不慮の事故より乙が受けた損害、災難については甲は一切の賠償責任を負いません。
3. 甲は第1項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をします。

第9条（管理運営規程）

1. 甲が別に定める「管理運営規程」その他関係諸規則については、この契約に付随して、甲乙共に遵守しなければなりません。
2. 「管理運営規程」は本契約の趣旨に反しない範囲内で、甲において改定することができるものとします。この場合、甲は本契約第16条（運営推進会議）に定める運営推進会議の意見を聴いた上で行うものとします。

第2章 運営及び管理

第10条（施設の運営、管理及び地域との協力）

1. 甲は施設長その他必要な職員を配置して、目的施設の維持管理を行うとともに、次条以下定める各種サービスを提供し、必要な諸業務を処理して、施設の運営を行います。
2. 甲は以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し5年間保管します。
 - (1) 利用料、その他乙が負担する費用の受領の記録。
 - (2) 乙に提供したサービスの記録。

- (3) 緊急時、止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間、その際の乙の心身の状況。
 - (4) サービスの提供に関する生じた苦情の内容。
 - (5) サービスの提供により、事故が発生した場合の状況及び採った処置の内容。
3. 甲は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体が実施する相談、又は苦情処理等の事業に協力するよう努めます。

第11条（健康管理・医療）

- 1. 甲は、看護師を配置して、乙の健康相談及び医療相談に応じるとともに、乙の健康状態を把握し、乙が必要に応じて甲の指定する医療機関において適切な治療を受けられるよう、アドバイスするための体制を整えます。なお、これは甲が乙に医療を提供することを意味しません。
- 2. 甲は乙の主治医、または協力医療機関に対して甲の健康状態についての情報提供を月に1度以上必要に応じて行います。
- 3. 甲は乙に健康上の急変があった場合に、消防署若しくは適切な医療機関と連絡を取り、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 4. 甲は緊急時の対応ならびに適切なサービス提供体制の確保のため管理運営規程のとおり協力医療機関を定めます。

第12条（介護）

- 1. 乙について介護サービスを提供する場合には、乙の費用において、甲は、甲の定める重要事項説明書や介護サービス一覧表により介護サービスなどに当たります。
- 2. 甲は乙に対して、地域密着型特定施設サービス計画書（以下計画書）を作成し、それに基づきサービスを提供します。計画書の内容については乙及び乙の身元引受人に説明します。
- 3. 甲が乙に対してサービスを提供する場所は介護付有料老人ホームコスモスネット篠ノ井です。

第13条（医療費や介護費の負担）

第11条、第12条による費用で、公費又は保険等で給付される以外の費用が発生したときは、乙が負担するものとします。

第14条（食事）

- 1. 甲は、必要な職員を配置して、原則として1日3食の食事を食堂において乙に提供します。特に医師の指示がある場合は、乙の費用において、特別食を提供します。

第15条（相談助言・苦情処理）

- 1. 甲は乙の心身の健康状況等について把握し、乙と乙の身元引受人からの各種相談に応ずるとともに適切な助言等に努めます。
- 2. 乙は甲及び甲が提供するサービスについて、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 3. 甲は相談・苦情に対応する窓口を設置し担当者を定め相談・苦情に対して迅速かつ誠実に対応します。
 - ①介護付有料老人ホームコスモスネット篠ノ井 相談・苦情窓口
電話：026-299-6716 担当：小林 浩昭
 - ②長野市役所 介護保険課
電話：026-224-7871
 - ③長野県 国民健康保険団体連合会
電話：026-238-1580
- 4. 甲は乙が苦情申立等を行ったことを理由に何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第16条（運営推進会議）

- 1. 甲は、目的施設である「コスモスネット篠ノ井」の運営等に関し、入居者・身元引受人・地域住民等との間に、意見交換の場として定期的に運営推進会議を設けます。
- 2. 運営推進会議の構成員については、入居者・身元引受人・地域住民の代表者、市・地域包括支援センター職員、施設の各担当者にて構成します。
- 3. 運営推進会議の記録は入居者・身元引受人に対していつでも提示できるよう保管します。遠方の

身元引受人に対してもその内容について報告します。その際には入居者のプライバシー保護のために細心の注意を払います。

4. 「コスマスネット篠ノ井」は、入居者の集団生活の側面を有することから、暮らしやすさを維持するために、乙は他の入居者のプライバシーを尊重する等、自ら配慮が必要です。なお、入居者間でのトラブルが生じた場合には、互いに譲り合って、快適な生活を維持されるように配慮してください。

第17条（守秘義務及び個人情報の保護）

1. 甲は、業務上知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
2. 施設職員に対して、施設職員である期間、及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由無く、その業務上知り得た情報を漏らすことが無いよう指導教育を行い、誓約書を交わします。

第18条（居室への立ち入り）

1. 甲は、乙の安否の確認、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認めるときは、乙の承諾を得て、いつでも居室内に立入り、必要な措置をとることができます。
2. 甲は、乙が2週間以上不在の場合及び乙の健康上、災害上の緊急時には、乙の承諾を得ることなしに、いつでも居室内に立ち入ることができます。

第19条（外出・外泊・入院等の不在）

1. 乙が、外出・外泊する場合には、乙は、甲に対し、あらかじめその旨を届け出してください。その際の各種費用については通常利用と同様頂くこととなります。(一部介護保険該当部分を除く) 食費については前日15:00までに届出があった場合の欠食分はご請求しません。
2. 長期にわたる入院や外泊の場合は、各種費用の支払い方法、その居室の保全、連絡方法などについて、甲と協議します。原則、家賃、管理費は頂くこととなります。

第20条（居室内の補修など）

1. 居室について、第2条第2項に定める入居可能日以降は、次に掲げるものの修理については、乙の負担において行うものとします。
 - (1) 乙の行動に起因する居室内の重大な破損ならびに重大な汚れ。
 - (2) 乙の行動に起因する破損物の修繕。
2. 定期の害虫駆除については、甲の費用負担とします。

第21条（造作、模様替え等の制限）

1. 乙は、その居室の模様替え等をするときは、甲に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出で、甲の承認を得なければなりません。
2. 乙は、その居室ならびに居室以外の施設について、造作等をしてはなりません。

第22条（原状回復の義務）

1. 乙又は乙の身元引受人は、目的施設及びその備品について、乙の故意又は過失により汚損、破損、若しくは滅失したときは、直ちに自己の費用により原状に復するか、又は甲の定める代価を支払わなければなりません。
2. 乙又は乙の身元引受人は、この契約が第34条及び第35条の規定により解除された場合、又は第36条の規定により契約期間が終了した場合において、居室を甲に明け渡すときは、自己の費用により居室を原状に復して返還する。詳細については甲、乙協議の上決定するものとする。

第23条（甲の承認を必要とする事項）

乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、甲が定める方法によって、あらかじめ甲の承認を得なければなりません。

- (1) 居室について模様替えその他工作をしようとするとき。
- (2) 第5条に規定する第三者を宿泊させようとするとき。

第24条（甲に通知を必要とする事項）

乙又は乙の身元引受人は、次の各号に該当するときは、その旨を甲の定める書式により直ちに甲に通知しなければなりません。

- (1) 乙が引き続き 1か月以上居室を利用しないとき。
- (2) 乙が氏名を変更し、又は乙の身元引受人が、住所、氏名を変更したとき。
- (3) 乙又は乙の身元引受人が死亡したとき、又は、乙又は乙の身元引受人について、後見開始、保佐開始、補助開始のいずれかの審判があつたとき。
- (4) 乙又は乙の身元引受人が強制執行、仮差し押さえ、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は国税徴収の例による差し押さえを受けたとき。
- (5) 乙又は乙の身元引受人に対して破産の申立て、民事再生、又は個人再生の申立てがあつたとき。

第25条（通知・承諾事項の追加）

前二条に定める他、法令条例の変更、行政当局（警察・消防等）の指導その他により、施設の安全、衛生、防災、防犯などの観点から、別途甲の承諾又は甲への通知を要する事項を生じた時は、甲はこれを施設内掲示又はその他の適切な方法により通知するものとし、乙はこれに従います。

第3章 利用料

第26条（月払いの利用料、支払い方法）

1. 乙は、甲に対して、月払いの利用料を支払うものとします。その詳細については、管理運営規程及び重要事項説明書において定めます。
2. 甲は乙又は乙の身元引受人に対し、毎月 15 日までに、前月の利用料等の請求書を送付いたします。乙又は乙の身元引受人は甲に対し請求のあった利用料等の支払いを当月末日までに、甲の指定する方法により支払います。
3. 甲は乙、又は乙の身元引受人から、利用料等の支払いを受けたとき、乙又は乙の身元引受人に対し領収書を発行します。

第27条（法定代理受領サービス）

甲は乙が甲に対して支払うべき介護保険給付費について、乙が介護保険給付費として保険者より支給を受ける額の限度において、乙に代わって保険者より支払を受けます。これを法定代理受領サービスといいます。

第28条（家賃、管理費、食費等の支払い）

1. 乙は、甲が別に定める家賃、管理費及び食費等については、当月分を翌月末日までに甲に支払うものとします。
2. 乙の希望により受けた個人的サービス等（第12条、第14条2項など）の費用は、乙の負担とし、翌月末日までに甲の請求通り、甲に支払うものとします。
3. 第2項の乙の希望により受けた個人的サービスの料金の額は、甲が別に定めるものとします。
4. 乙が治療や介護を受けた費用で、公費又は健康保険、介護保険で給付される以外の費用は、乙の負担とします。
5. 家賃、管理費、食費及び第2項、第4項に定める費用等の支払い方法については、甲が別に定めるものとします。
6. 詳細については、重要事項説明書にて甲、乙確認するものとします。

第29条（費用の改定）

1. 甲は、管理費、食費の改定を消費者物価指数に併せて、毎年1回、甲の定める時期に行います。
2. 第1項以外の個人的サービス等の費用については、物価の変動又は人件費の増減等に応じて、毎年1回、甲の定める時期に改定するものとします。
3. 本条の費用の改定にあたっては、甲は乙及び身元引受人に対して事前に通知し同意を得ることとします。

第4章 使用上の注意及び制限

第30条 (使用上の注意)

乙は、複数の高齢者同士の集団生活であるとの趣旨に則り、居室及び共用部分の利用方法等に関する甲の防災などについて注意にしたがって、善良な管理者の注意をもって居室及び共用部分を利用しなければなりません。煙草など、防災上、危険と認められる場合は、甲は乙に中止を要請し、乙はこれに従います。

第31条 (用途の制限)

1. 乙は、その居室を高齢者用の住居としてのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはなりません。
2. 乙は、共用部分を、自己の所有物を置くなど自己の専用に使用してはなりません。
3. 乙は、その居室内において、テレビ、ラジオなどによる騒音を発したり、また居室内を著しく不衛生にして、他人に迷惑又は不快感を与えてはなりません。

第32条 (転貸譲渡の禁止)

乙は、第三者に対し、居室の全部又は一部を転貸譲渡してはなりません。

第33条 (動物飼育の禁止)

乙は、居室又は共用部分において犬、猫その他の動物を飼育してはなりません。但し、小鳥、魚類等小動物に関しては、甲の許可を得た場合にのみ特別に容認されるものとします。その場合、小動物の鳴き声、病気、細菌、排泄物などが他の入居者の迷惑とならないように、乙は注意し、甲の指示を守るものとします。

第5章 契約の解除及び終了

第34条 (甲の契約解除)

1. 甲は、乙が以下の各号の内いずれかに該当することとなった場合、催告の上、一定期間（概ね1ヶ月）の猶予を以ってしても状況が改善されないときにはこの契約を解除することができます。
 - (1) 甲の事前の承認なくして、第23条各号に定める行為を行ったとき。
 - (2) 甲に対して本契約書第24条第1項の通知をせずに、居室を利用しないとき。
 - (3) 乙の健康状態の重大な変化により、長期間（原則1か月以上）入院加療を行っても病状の改善が見られず、居室を利用できない状態にある場合、あるいは医療機関からの意見聴取の結果から、長期間病状の改善が見込めず、以後居室の利用が困難となると協力医療機関の医師、若しくは入居者の主治医及び施設が判断した場合。
なお、この場合における医療機関からの意見聴取については、医療機関ならびに施設の個人情報の取り扱いに関する規則を遵守するものとする。
 - (4) 甲は乙の行動が他の入居者の生活、生命・健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが著しく困難であると判断したとき。
 - (5) 入居者又は家族が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為、暴言や性的な嫌がらせ等を繰り返し行ない、改善が見られない場合。
 - (6) 第30条、第31条、第33条の規定に違反したとき。
 - (7) 第40条第2項に規定する甲からの請求に対して、正当な理由なく対応しないとき。
 - (8) その他この契約に違反したときには甲、乙、双方で協議することとする。

2. 甲は、乙が以下の各号のうちいずれかに該当することとなったときは、催告を要せずして、この契約を即時解除することができます。
 - (1) 入居申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により入居しようとした、又は入居したとき。
 - (2) 家賃、管理費、食費その他乙が甲に支払うべき費用を、3か月分以上滞納し、料金の支払を催告したにもかかわらず支払われないとき。

- (3) 家賃、管理費、食費その他乙が甲に支払うべき費用の支払いをしばしば遅延する等の事情により、甲、乙間の信頼関係が著しく害されたと甲が認めるとき。
 - (4) 建物、付帯設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき。
 - (5) 第32条の規定に違反したとき。
 - (6) 入居者の故意または重大な過失により、共同生活の秩序を著しく乱す行為があつたとき。
3. 甲から乙に対する契約解除の通知は、乙又は乙の身元引受人のいずれかに対して為すをもって足るものとし、乙及び身元引受人は、身元引受人にその通知の受領代理権があることを確認しました。なお、乙及び乙の身元引受人の双方に対して解除の通知の送達が不能の場合には、その通知を発した日の翌日から14日を経過した時をもって、この契約は解除されたものとみなします。
4. 前三項による契約の解除があつたときは、乙は直ちに第22条に従い居室を原状に復した上、明け渡さなければなりません。その原状回復費用は乙負担とします。乙が上記明け渡しをしないときは、甲はその明け渡しと原状回復をなしたうえ、これに要した費用を、乙又は乙の身元引受人に請求することができ、乙と身元引受人はこれを連帶して支払う責を負います。
5. 甲は乙に対しての契約解除の通告に先立ち、充分な弁明の機会を設けることとする。
6. 上記事項により退居する場合で、甲、乙双方の協議により必要と認められるときには、甲は乙に対して、居宅介護支援事業所またはその他の福祉サービス機関、医療機関、保健機関と連携して、乙及び身元引受人に対して円滑な退去のための援助を行います。

第35条（乙の契約解除）

- 1. 乙がこの契約を解除しようとするときは、14日以上の予告期間をもって甲の定める契約解除届を甲に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとします。解除日の指定がなかったときは、その届けの提出された日の翌月から14日を経過した日に、この契約は解除されるものとします。
- 2. 乙は、前項の契約解除日までに第22条2項に従って原状回復したうえ、居室を甲に明け渡さなければなりません。
- 3. 乙が、契約解除届を甲に提出しないで居室を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った日の翌日から起算して14日目をもって、この契約は解除されたものとします。その場合の原状回復及び明け渡しについては、前条4項の規定によるものとします。
- 4. 乙は甲との間で結ばれ本契約によって本来提供されるべき各種サービスが提供されていないと認められる場合にはこの契約を即時解除できる。
- 5. 乙は第7条で定められた入居者の権利について、甲より不当な扱いを受けたと認められる場合はこの契約を即時解除できる。
- 6. 乙は第15条第2項で定められた苦情の申し立てを行ったことを理由に何らかの不利益な扱いを受けた場合、また苦情に対する適切な改善がなされない場合、甲はこの契約を即時解除することができる。
- 7. 乙は第17条で定められた甲の守秘義務及び個人情報の取り扱いについて、甲の故意または重大な過失により不利益を受けた場合はこの契約を即時解除できる。
- 8. その他、乙から甲に対して契約解除の申し出があった場合には甲は乙と協議し、真摯に対応する。
- 9. 本条、第4. 5. 6. 7. 8項による契約解除の場合でも、乙は第22条に従い居室を現状に復した上明け渡さなければなりません。その原状回復費用は乙負担とします。
- 10. 上記事項により退居する場合で、甲、乙双方の協議により必要と認められるときには、甲は乙に対して、居宅介護支援事業所またはその他の福祉サービス機関、医療機関、保健機関と連携して、乙及び身元引受人に対して円滑な退去のための援助を行います。

第36条（契約の終了）

この契約は、次の事由により終了します。

- (1) 乙が死亡したとき。
- (2) 第34条又は35条により甲又は乙のいずれかが契約解除を行ったとき。
- (3) 入居者が介護認定の変更・更新により、要支援、自立と認定されたとき。

第37条（財産の処理）

- 1. この契約が終了し又は解除された場合においては、身元引受人は居室その他施設内の乙所有の動産その他のものを引き取り、搬出、撤去する義務を負い、また、これを甲から受領する権限を有

します。

2. 乙の死亡によりこの契約が終了したときも前条と同様とし、なお、甲において乙の相続人又は身元引受人のいずれかに乙の所有物を引き渡しても甲は免責されることを、乙及び身元引受人は、あらかじめ承諾します。乙及び身元引受人は、身元引受人が乙の死後もその受領代理権を有することを確認しました。
3. 契約が解除された後、施設内に残置された乙の所有物があるときは、甲はその所有権が放棄されたものとみなし、甲において任意処分しても、乙及び身元引受人は異議がありません。乙の死亡により契約が終了したのち14日を経てなお、施設内の所有物が引き取られないときも同様とします。

第38条（不法居住による賠償金等）

1. 乙は、契約終了日までに居室を甲に明け渡さないときは、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日まで（以下本条中「不法居住期間」という）、甲の定める家賃及び管理費相当額を甲に支払わなければなりません。但し、乙の死亡による契約終了の場合には、死亡の日の翌日から15日目以降について、上記の家賃及び管理費相当額を支払うものとし、当初14日間については相当額の支払いを要しません。
2. 第20条、第22条の規定は、乙の不法居住期間中にこれを準用するものとします。

第6章 身元引受人

第39条（身元引受人）

1. 乙は、身元引受人を2名定めなければなりません。但し、やむを得ない事由によりこの規定を満たせない場合は甲乙双方で協議することとする。
2. 前項の身元引受人は、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うとともに、必要なときは、乙の身柄を引き取る責任を負います。
3. 前項の身元引受人の負担は、下記に記載する極度額を限度とする。

※極度額 3,000,000円

第40条（身元引受人の変更）

1. 乙が、身元引受人の変更を申し出て、甲が身元引受人として適當と判断し承諾したときは、その旨を、甲と乙は書面によって取り交わします。
2. 甲は、乙の身元引受人が第24条第（3）号、第（4）号又は第（5）に該当するとき、又は、乙の定めた身元引受人が所在不明となり甲からの連絡が取れなくなったとき、その他甲の要求する資格を失ったと認めたとき、乙に対して新たに身元引受人を立てることを請求することができます。
3. 乙は、前項に規定する請求を受けたときは、すみやかに甲が妥当と認める身元引受人を定めなければなりません。

第7章 規定外条項

第41条（規定外条項）

この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈については、甲、乙相互に協議し、誠意をもって処理します。

第42条（合意管轄条項）

この契約に関して甲と乙、又は甲と身元引受人との間に紛争を生じたときには、長野地方裁判所又は長野簡易裁判所をもって、合意管轄裁判所とします。

以上の通り、甲、乙、身元引受人は、記名捺印の上契約し、その証として甲、乙、身元引受人は本書を壱通ずつ保有します。

年 月 日

設置者（甲）

住所 長野県長野市篠ノ井会618-2

氏名 株式会社コスマスプラネット
代表取締役 山田 徳実 印

入居者（乙）

住所

氏名 印

身元引受人

1. 住所

氏名 印

入居者との続柄（ ）

2. 住所

氏名 印

入居者との続柄（ ）